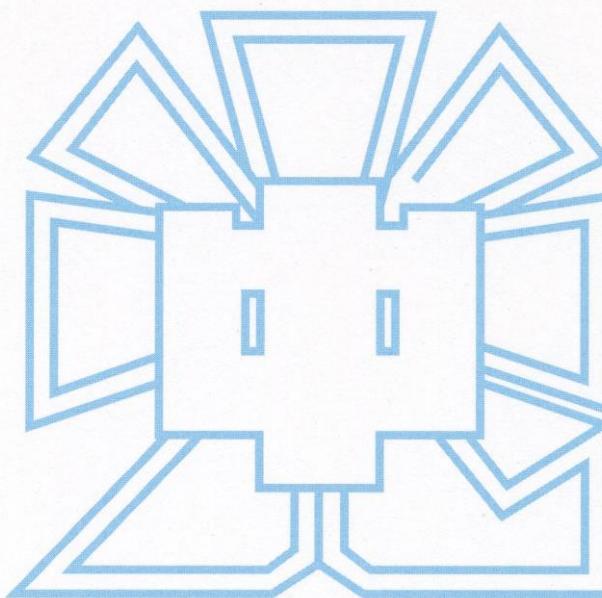


令和5年度

いじめ防止基本方針



《 目 次 》

1	基本理念	• • • • • P1
2	組織及び組織図	• • • • • P1～2
3	いじめの未然防止について	• • • • • P2～5
4	いじめの早期発見について	• • • • • P5～7
5	いじめの相談・通報の体制について	• • P7
6	いじめを認知した場合の対応について	• • P8
7	いじめの指導について	• • • • • P9
8	重大事態への対処について	• • • • • P9～10
9	公表、点検、評価等について	• • • • • P11
10	年間指導計画について	• • • • • P12～13

令和5年4月改訂

柏市立光ヶ丘中学校

柏市立光ヶ丘中学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめとは決して許されない行為である。人権に関わる重大な問題であり、将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす。しかしながらどの生徒にも起こりうることであり、その原因や状況は様々である。

学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組めるよう学校全体で組織的にいじめ問題に取り組まなくてはならない。学校、家庭、地域、と連携し、継続して、防止対策、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

いじめがおきない学校づくりは、教育活動の全般にかかわっており、いじめをしない、傍観しない意識を高めるため、すべての教員が積極的に働きかけることが求められる。また、いじめが発生したときには、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明はしない。被害生徒の保護を第一とし、関係機関と連携して早期対応をおこなう。

特に子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で、職員全員が取り組んでいく。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きたった場所は学校の内外は問わない。

2 組織及び組織図

(1) いじめ対策組織の名称

「いじめ対策・人権尊重・体罰根絶委員会」（以下いじめ対策委員会と略す）

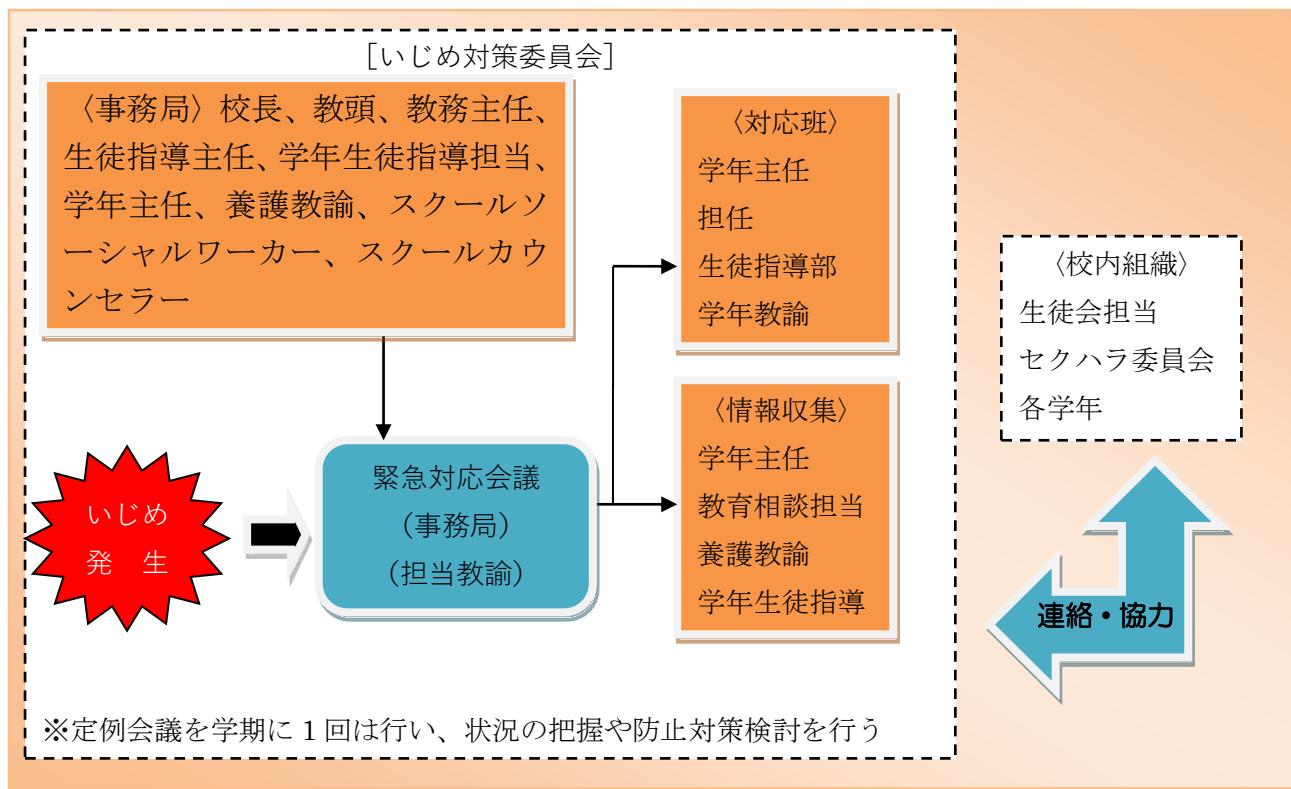
(2) 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

(3) 組織の役割

- ・いじめ防止基本方針及び年間計画の策定
- ・いじめの未然防止活動（教育相談、情報収集と記録）
- ・いじめへの対応（事実の掌握、保護者との連携、関係機関との連携）
- ・いじめ防止基本方針及び年間計画の見直し
- ・教職員の資質向上のための校内研修

《いじめ対策・人権尊重・体罰根絶委員会組織図》



3 いじめの未然防止について

いじめ対策の最も重要な課題は、未然防止である。いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

(1) 生徒、保護者、地域への啓発活動

- ・学年始めの保護者会
- ・ネットモラル集会、ネットモラル教室
- ・生徒会、生活委員会、広報委員会等の委員会活動による啓発活動

(2) 道徳教育や豊かな人間づくりについて

- ・学校行事や発達段階に合わせた道徳指導の年間計画を作成し、計画的・組織的に実施する。
- ・学年別に性教育を行い、命を大切にする事や互いの変化を大切にする心を育む。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例を提供しながら道徳教育を推進する。

(3) いじめ防止に向けた環境づくりについて

- ・生徒が安心して相談できる環境を作るため、いじめアンケートを学期に複数回実施し、迷惑・被害アンケートを学期毎に実施する。
- ・被害生徒の保護を第一とする。不適切な言動(暴力や暴言)はしないよう、年度初めや学期初めに学校全体で確認を行う。(教職員、生徒)
- ・全生徒を対象に教育相談を行う期間を設け、実施する。
- ・行事や部活動等で過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切にした活動を行う。
- ・全ての教職員にいじめ防止対策推進法の内容を理解させるよう努め、教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて教職員の理解を深める。
- ・互いを認め合える、安らぎのある学級経営を行う。
- ・小学校と連携し、引き継ぎ連絡等を綿密に行い、人間関係のトラブル改善を図る。

(4) 生徒の自発的な活動について

- ・生徒会を中心にボランティア活動を行い、地域と交流する。
- ・生徒会総務を中心に委員会と協力した自治活動を行う。挨拶運動や衛生点検等強化月間を定め、意識の向上を目指す。

(5) 授業における取り組みについて

- ・「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用観を高める。

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

学校教育においては、特に教科等の学習を通して、児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、満足感や成就感を抱きつつ、自己理解に努めながら自己実現を目指すような指導を開拓することが重要である。

そのためには、教職員と児童・生徒の「共感的人間関係」を基盤に、児童生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなど、いわゆる生徒指導の機能を重視した授業の展開とその充実を図ることが必要となる。

児童生徒の非行等問題行動の背景を探ると、学業上の不適応が大きな比重を占めている場合が多く見られることから、学業指導を通して、自己実現を図るために自己指導能力の育成を目指した生徒指導の推進を図り、本来の目的達成に向けて努力していくことが大切である。

「平成25年度生徒指導の充実のために」参照（千葉県教育庁教育振興部指導課）

(6) インターネットを通じて行われるいじめについて

- ・情報モラル集会や保護者会での啓発活動に努める。
- ・職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ・家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める。

「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

◇ 生徒への指導のポイント 一掲示板等での被害を防ぐため ◇

- ①掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ②掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

生徒への指導

上記のポイントをもとに集会や学級で指導を行う。専門知識を有する講師を招き、全校生徒や保護者に向けた啓発活動を行う。事例等も紹介し、身近な問題であることを実感させる。いじめアンケートではネット上のいじめについても回答欄を設ける。

保護者への対応

保護者会や学校便りを通じ、早期発見の協力依頼と家庭での管理のポイントについて周知する。具体的な事例も紹介し、注意を喚起する。フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについては特に強調して説明を行う。

「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル参照(文部科学省)

4 いじめの早期発見について

(1) いじめの基本認識

いじめを許さず、早期対応に的確に取り組むため、教職員、生徒、家庭で共通の認識を確認する。基本的な認識は以下の通りである。

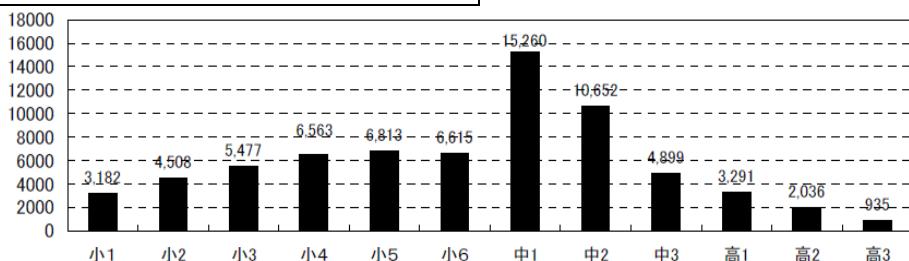
- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 早期発見に向けた取り組み

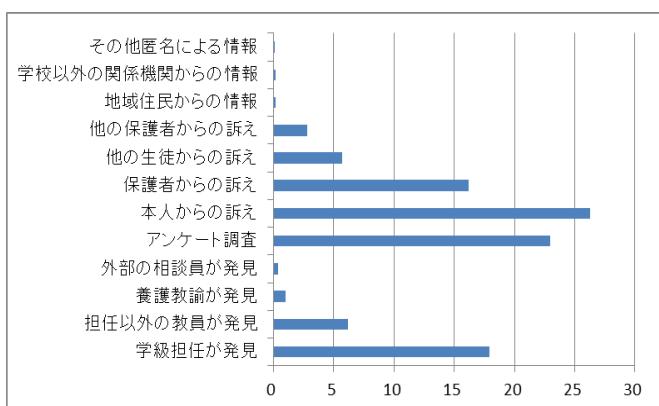
学期複数回のアンケート、学期1回の教育相談(三者面談含む)での調査を行い、いじめを早期に発見する。アンケートの調査結果は担任だけでなく複数の目でチェックする。

学年ごとの発達段階や課題を十分理解し、日常の学校生活においても授業中や休み時間の人間関係の観察を行い、心配される様子が見られるときには積極的に声かけを行う。また、保護者会や学校便り等を利用し、家庭にも協力を仰ぎ、相談窓口を紹介する。

学年別いじめの認知件数のグラフ（国公私立）



いじめ発見のきっかけ（公立中学校）

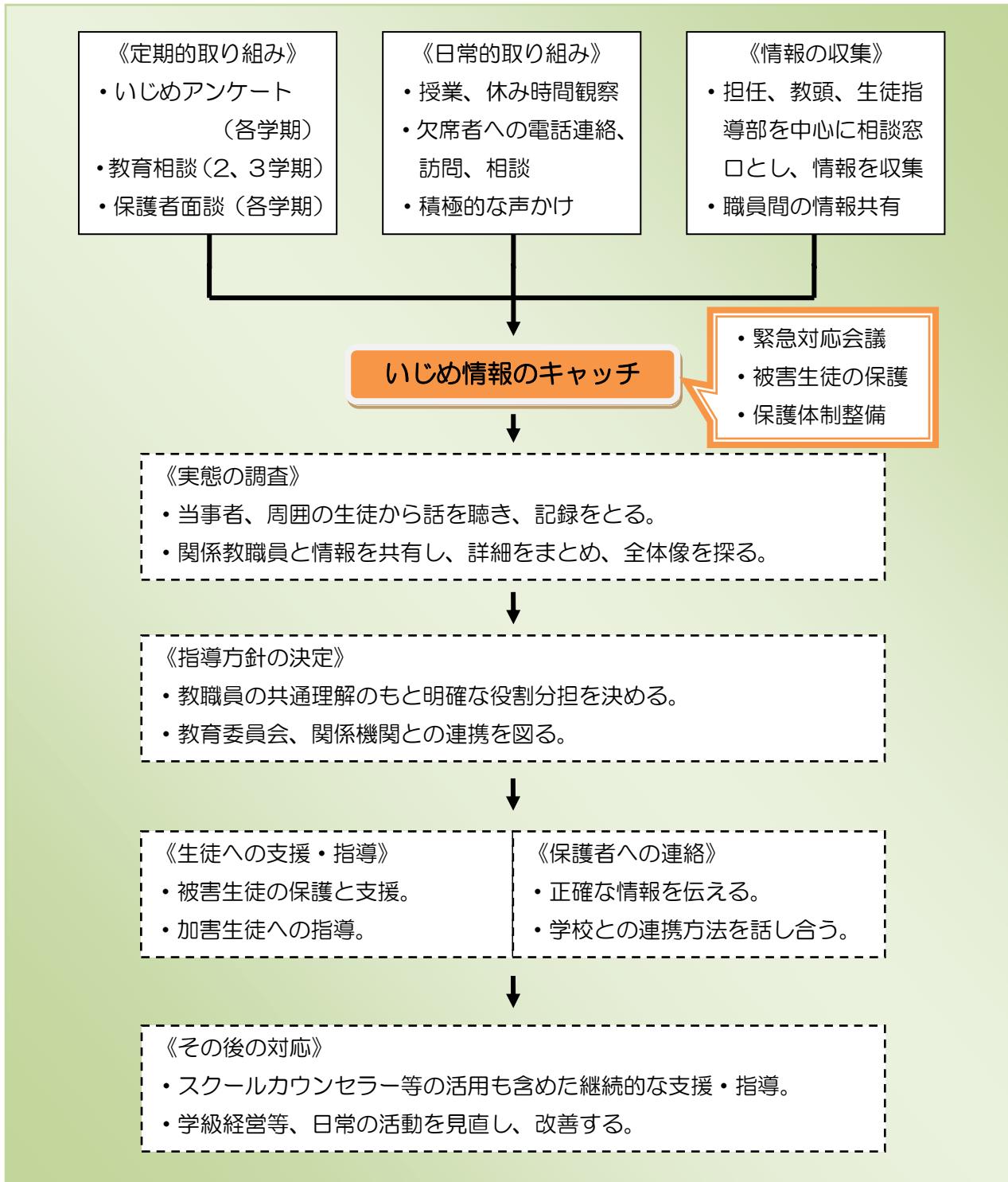


いじめ対策の注意点

認知件数では中1が圧倒的に多く、「中1ギャップ」との関連も考えられるため、重点的な対策が必要になる。発見のきっかけについては本人や保護者からの訴えが多く、相談しやすい環境づくりが大切である。

平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

《いじめの発見と対応の流れ》



《いじめアンケートについて》

- ・テストと同じように机を離し、周囲の生徒から記入内容を見られないように注意する。
- ・無記名でもかまわぬことを説明し、記名は本人の意思に任せる。
- ・回収は教員が行い、他の生徒が解答用紙に触れないことを説明し、実施する。
- ・自身の問題だけではなく、仲間の状態についても記入できる欄を設け、広く情報を集める。
- ・質問内容は状況に応じて、適宜見直し、本意が伝えやすいものを使用する。

いじめ早期発見のチェックリスト

保護者用

教員用

- | |
|--------------------------------------|
| 1 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。 |
| 2 理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。 |
| 3 持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。 |
| 4 家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。 |
| 5 ささいなことで怒ったり、家族にハツ当たりしたりすることが多くなった。 |
| 6 登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。 |
| 7 家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。 |
| 8 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなった。 |
| 9 これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。 |
| 10 友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。 |

時系列	ポイント
登校から	1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
朝の会	2 朝の健康観察の返事に元気がない。
教科等の時間	3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。 4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。 5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
休み時間	6 グループにするときには、机を離されたり避けられたりする。 7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。 8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。 9 遊び仲間が変わった。
昼食時間	10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
清掃時間	11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。 12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
帰りの会	13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
から下校	14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしている。
部活動やクラブ	15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
学校生活	16 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
全般	17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。 18 本意でない係や委員にむりやり選出される。 19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。 20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。 21 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

福岡県庁ホームページより参照 [\[http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/ijime-checklist.html\]](http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/ijime-checklist.html)

5 いじめの相談・通報体制について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出ることは卑怯な行為ではないと理解させ、「はなす勇気」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを生徒、保護者に発信する。また生徒が自ら助けを求める声やいじめの事実を教職員に発信することは当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを、教職員は理解する必要がある。

(2) 学校以外の相談・通報窓口

いじめの相談・通報のための窓口、電話番号等を生徒及び保護者にリーフレット等で伝える。さらにこれまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、いじめの早期発見・即時対応・抑止力を目的とした STNDBY アプリの周知をする。

《学校以外の相談窓口》

- 子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 (24時間体制で対応)
 - やまびこ電話 柏 04-7166-8181 (学校、家庭困ったことは何でも相談)
 - 少年補導センター 04-7164-7571 (青少年の非行、いじめ、家出などの相談)
- ※すべての相談窓口でインターネットトラブルについても受け付けています。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 報告連絡体制について（いじめ対策・人権尊重・体罰根絶委員会組織図参照）

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず直ちに教頭、学年主任、分掌長等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて緊急対応会議（いじめ対策委員会）を行い、情報を共有する。

(2) 聴き取り調査と記録について

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該生徒や周囲の生徒に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。（生徒が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。）聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聞き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

(3) いじめ被害者の保護と対応について

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害生徒、加害生徒、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、（場合によっては地域）の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害生徒や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

(4) 関係機関との連携について

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては柏市教育委員会に相談の上、有識者への支援を求める。

《警察への通報・相談に係る基本的な考え方》

(1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも

かかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。

(2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案についてより（文部科学省）

7 いじめの指導について

(1) 被害生徒のケア

いじめの事実が確認された場合、被害生徒の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるよう配慮する。加害生徒からの単なる謝罪をもって安易に解消することはしない。被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が相当の期間継続して止んでいる状態がなければならない。被害生徒が心身の苦痛を感じている段階にあっては、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、加害生徒と同室での活動が困難な場合は、加害生徒を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害生徒にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

(2) 加害生徒への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する。（いじめ対策委員会）特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等の専門員を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を生徒、保護者に周知する。

(3) 周囲の生徒への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている生徒に対し、自分の問題としてとらえよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた生徒にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して生徒に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

8 重大事態への対応について

《重大事態の基準》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、国的基本指針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。（国基本方針より）

《重大事態が発生した場合の対応》

必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する

重大事態の発生

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長(関係機関へ連絡)

教育委員会児童生徒課⇒教育長⇒市長⇒教育委員会児童生徒課

※順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

緊急対応会議

○学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。

○会議には必要に応じて専門的知識、経験を有する第三者の参加を図る。

柏市教育委員会児童生徒課

04-7191-7210

柏警察署

04-7148-0110

事実関係の調査

学校以外の機関が調査を行う場合、資料提出、調査に協力する。

○公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。

○調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

[いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合]

いじめられた生徒から十分に聞き取る。在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行う。いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを優先した方で実施する。

[いじめられた生徒からの聞き取りが困難な場合]

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。調査にあたっては被害生徒、保護者の心情やプライバシーに十分配慮する。

適切な情報の提供

○いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。

○個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。

調査結果の報告

○学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。

○一報後、改めて、文章により報告する。

9 公表、点検、評価等について

策定したいじめ基本方針については学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者への周知を行う。年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。いじめ問題に対しての取り組みを保護者、地域、生徒、所属職員等で評価する。(学校評価アンケート等)その際、課題となった事項についてはいじめ対策委員会で検討し、いじめ基本方針の改定を行う。

いじめ基本方針点検項目

- 方針について教職員、生徒等から幅広く意見を聴取できたか
- 学校の基本理念、姿勢、いじめの定義を全職員で共通理解できたか
- 実態に合った組織が定められているか
- 生徒、保護者への啓発活動は十分であったか
- 教職員の適切な言動について確認が行われたか
- 授業について自己有用観を高めるものであるか点検、改善できたか
- いじめ防止に関わる年間計画は適正であるか
- 生徒の自発的な活動が行われているか
- いじめを早期発見するための取り組みは十分であるか
- いじめ防止に関わる内容について保護者との連絡体制は十分か
- いじめの相談窓口について周知が十分にできたか
- 「はなす勇気」について十分に指導できたか
- いじめが発覚した場合の対応について教職員の協議や認識は十分か
- いじめ発生時の対応の手順は適正であるか
- いじめ被害者に対するケアは組織的に行える体制となっているか
- いじめ加害者に対する指導の方針は適正であるか
- いじめをはなし立てた「聴衆」に対する指導の方針は適正であるか
- 重大事態発生時の対応について学校の方針が国の定めている内容に沿っているか
- 重大事態への対応の手順は適正であるか
- ホームページでの公表は最新のものを提示しているか
- いじめ問題に関しての取り組みについて生徒、保護者の評価が反映されているか
- いじめに関する調査や分析は十分であるか
- 点検項目は適正であるか
- 学校いじめ防止基本方針の見直しについてすべての項目を確認できたか

10 年間指導計画について

	教育委員会施策	学校行事等	道徳	特別活動
4 月	・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査 ・第1回生徒指導主任連絡協議会 ・柏市スクールサポーターの配置	・始業式 ・入学式 ・新入生歓迎会 ・保護者会	・望ましい生活習慣 ・強い意志 ・集団生活の向上 ・生きることの喜び	・中学生になって ・学級組織、学級目標 ・生徒会活動の参加
5 月	・第1回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ・柏市学校警察連絡協議会定期総会 ・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問	・生徒総会 ・校外学習 ・修学旅行	・自主、自立、責任 ・健全な異性観 ・強い意志 ・秩序と規律 ・公共の福祉、社会の発展 ・かけがいのない命の尊重	・修学旅行での協力 ・修学旅行で国際理解を深める ・校外学習での協力 ・教育相談
6 月	・学級がうまく機能しない状況の調査 ・柏市学校警察連絡協議会第1回小・中・高等学校情報交換会	・前期中間テスト ・林間学校	・集団生活の向上 ・生きることの喜び ・人間愛、思いやり ・眞の友情 ・他に学ぶ広い心	・林間学校での協力 ・学級目標の見直し
7 月	・1学期いじめ状況調査 ・第2回生徒指導主任連絡協議会(中学)	・部活動壮行会 ・終業式 ・市総体	・真理への愛と理想の現実 ・自主、自立、責任 ・他に学ぶ広い心 ・強い意志 ・健全な異性観	・1学期の反省 ・進路相談
8 月	・第2回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会			
9 月	・生徒指導バイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問	・始業式 ・前期期末テスト ・体育祭 ・生徒会役員選挙	・かけがいのない命の尊重 ・自主、自立、責任 ・郷土を愛する心 ・遵法の精神 ・真理への愛と理想の現実	・進路についての悩み
10 月	・学級がうまく機能しない状況調査	・駅伝壮行会 ・合唱コンクール ・文化祭	・他に学ぶ広い心 ・人間愛、思いやり ・よりよい社会の実現	・働く人々に学ぶ ・男女の特性について ・歌声活動、合唱コンクールに向けて ・職場体験に向けて
11 月	・第3回生徒指導主任連絡協議会	・引き継ぎ集会 ・後期任命式	・自主、自立、責任 ・健全な異性観	・職場体験 ・進路についての悩み

		・後期中間テスト	・生きることの喜び ・家族を愛する心 ・かけがいのない命の尊重	
12 月	・条例に基づくいじめ防止啓発月間 ・2学期いじめの状況調査	・保護者会 ・終業式	・世界の平和と人類の幸福 ・真理への愛と理想の現実 ・家族を愛する心 ・公共の福祉、社会の発展 ・郷土を愛する心	・進路相談 ・2学期の反省
1 月	・第3回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ・生徒指導バイザー及びスクールカウンセラース ーパーバイザーによる学校訪問 ・柏市学校警察連絡協議会第2回小・中・高等学校 情報交換会	・始業式	・他に学ぶ広い心 ・真の友情 ・家族を愛する心	・修学旅行に向けて ・進路決定に向けて
2 月	・第4回生徒指導主任連絡協議会	・学年末テスト	・家族を愛する心 ・公共の福祉、社会の発展 ・学校を愛する心 ・国を愛する心 ・よりよい社会の実現	・1年間を振り返って ・悩みとその解決 ・林間学校に向けて ・修学旅行に向けて
3 月	・3学期いじめの状況調査	・3年生を送る会 ・卒業式 ・保護者会 ・修了式	・反省と向上 ・国を愛する心 ・世界の平和と人類の幸福 ・学校を愛する心	・卒業に向けて ・卒業生を送る会 ・友情を深める ・林間学校に向けて ・修学旅行に向けて

いじめ防止及び早期発見に向けた取り組み計画

4月	いじめ対策委員会会議(方針の決定、指導計画)、教職員の方針の通知・研修
5月	情報モラル集会
6月	生徒会ボランティア活動
7月	いじめアンケート
8月	生徒会ボランティア活動
9月	体育祭での地域交流、いじめ対策委員会(情報共有)
10月	生徒会主催全校集会
11月	生徒会ボランティア活動、未来への輝きプラン(PTA講演会)、地区懇談会
12月	いじめ・体罰・セクハラアンケート、保護者会での注意喚起、地域ボランティア
1月	教育相談
2月	いじめアンケート
3月	生徒会主催全校集会、いじめ対策委員会会議(年度の反省・改訂)

教育相談週間
日常の見守り
情報の収集
積極的声かけ
道徳教育
教育相談週間